

西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7年 6月24日(火) 午後6:30～ 7:10

2. 開催場所 あわくらホール

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 春名 一樹
○ 萩原眞壽雄	事務員 谷口 亮太郎
○ 上山光重 欠	
○ 清水貴志	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)
- ・ 議案第2号 農地法第3条
- ・ 議案第3号 農地法第5条
- ・ 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に関する意見照会
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 現況証明
- ・ 報告第3号 農地等の利用状況報告

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可・不許可
- ・ 議案第2号 許可・不許可
- ・ 議案第3号 許可・不許可・保留
- ・ 議案第4号 許可・不許可

6. 内容

事務局長	それでは、お時間となりました。6月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。 本日は上山委員より欠席の連絡をいただいております。
------	--

<p>会長</p>	<p>それでは、議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号5番の春名昌美委員と6番の青木委員に願ひします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼します。</p> <p>それでは、早速ですが資料2ページ目をお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>■議案第1号 P2 農用地利用集積等促進計画の公告について。 今回、1件の新規設定の申請がありました。</p> <p>■申請番号9番（使用貸借権）1筆 渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号10番（使用貸借権）5筆 渡し人 兵庫県●●●番地 ●●● 氏 受け人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>申請番号10番の案件に關しまして、土地の名義人は土地の名義は故●●●氏となつていますが、6ページにあります「相続に關する自己申告書」を●●●氏から提出をいただいております、かつ、もう1人の相続人より同意の署名押印をいただいておりますので相続が完了していても土地を管理している●●●名義で使用貸借権の利用ができるものとなっております。</p> <p>詳細は3～7ページに添付をしておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>(意見聴取) 異議なし。</p>	
<p>会長</p>	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について説明をお願ひします</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号 P8 農地法3条の案件です。</p> <p>■申請番号13番 1筆 譲渡人 東京都●●●番地 ●●● 氏</p>

	<p>譲受人 西粟倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は売買による所有権移転の案件になります。 ●●●氏が遠方に在住のため●●●氏へ所有権移転を行い、今後は保全管理を行う予定です。 詳細は 9～26 ページに添付をしておりますのでご確認ください。</p> <p>■申請番号 14 番 3 筆</p> <p>譲渡人 美作市●●●番地 ●●● 氏 譲受人 兵庫県●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 15 番 2 筆</p> <p>譲渡人 美作市●●●番地 ●●●氏・●●●氏 譲受人 兵庫県●●●番地 ●●● 氏</p> <p>申請番号 14・15 番は贈与による所有権移転となります。現在、●●●氏と●●●地区の●●●氏で利用権設定を結んでいるほ場になります。贈与により名義人が変わりますが、譲受人である●●●氏これまで農地を所有しておらず、新規就農となるため 39～40 ページに営農計画書を添付しております。●●●氏は遠方に在住ですので利用権設定はそのまま継続し、●●●氏が耕作します。 詳細は 27～55 ページに添付をしておりますのでご確認ください。</p> <p>■申請番号 21 番 3 筆</p> <p>譲渡人 西粟倉村●●●番地 ●●● 氏 譲受人 西粟倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は増反による所有権移転です。 詳細は 56～70 ページに添付をしておりますのでご確認ください。</p>
会長	第 2 号議案について、何かありますでしょうか。
(意見聴取) 異議なし。	
会長	他に無いようでしたら、第 2 号議案についてはご承認いただきました。 次に、第 3 号議案について説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 3 号 P9 農地法第 5 条に係る転用の案件です。</p> <p>■申請番号 11 番 2 筆</p> <p>事業計画者 西粟倉村●●●番地 ●●● 氏 土地所有者 石川県●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は、農業用施設建設に伴う所有者移転の申請になります。当該農地は 5 月に開催さ</p>

	<p>れました第4回農業委員会総会、報告第3号にて農振地内の軽微変更により農振地の軽微変更となった案件となります。当該農地にて●●●氏が現在行っている養鶏事業の規模拡大のため耕作放棄地となっていた上記2筆を養鶏事業に関する施設を建設予定です。また、騒音や臭気等の問題で近隣への配慮が必要であること。防疫や生鮮品の搬送の問題を鑑み当該農地の選定に至ったとのことです。転用事由に関しましては73ページに記載されています。</p> <p>詳細は72～93ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	第3号議案について、何かありますでしょうか。
神原会長代理	清水委員、説明会の件について言っておいた方が良いでしょう。
清水委員	養鶏事業に関して、●●●地区内にて事業を開始して約1年経って意見がある人が出てきています。反対意見というよりも「説明が足りてないから改めて説明してほしい」という声が上がっています。●●●地区内で住民を対象とした説明会が●月●日に開催されます。●●●氏が主体で行われます。今回の議案のように事業を広げていくことに関して、住民の理解を得てほしいということで説明会を行うことになりました。
小椋委員	説明は事前にはしていたのでは
清水委員	説明はしていたのですが、地区全体の人を集めてはまだ行っていなかった。
青木委員	関係者に対する説明会だけだったということですか
清水委員	いえ、関係者個々に対して行ったと聞いています。最初、事業を始める前に地区の人を集めて説明会をしてほしいと区長から依頼をしていたが、全体に対するきちんとした説明会は行われていなかったため改めて地域の人に向けての説明会を行うことになり、その説明会が●月●日に開催されることになりました。
萩原委員	最初の一棟目を建てる際の説明会もなかったということですか
清水委員	<p>関係者個々には説明をしていたそうですが、全体では行っていませんでした。</p> <p>今回対象となったほ場は元々私が保全管理を行っていたところで、●●●氏から購入して鶏舎を建てて事業を拡大する。という話は聞いていたが、地区の中では知らない人もいたので、きちんと共有がされていなかった。</p>
小椋委員	(説明がないと)問題が大きくなるのではないかと
清水委員	(施設)が増えれば増えるほど問題になるかもしれません。そこをきちんと管理して、地区の人の理解をしてもらってから経営に携わってもらいたいという気持ちはある。

神原会長代理	このほ場の所有権はまだ●●●氏のままですか
事務局	そうですね。今回の5条の申請が名義変更を行い、転用という流れになるので。ここで承認されてから登記などの手続きを進めるという流れになります。したがって、現段階ではまだ●●●氏が所有権を持っていることになります。
神原会長代理	●月●日の説明会を受けた後でないと承認するかどうかは今回の総会では決めきれないと思います。
清水委員	その説明会1度で話が終わるような雰囲気ではない感じです。何が問題かという地域の方への説明、理解を得られていないことが問題です。
小椋委員	今回は(承認を)見送った方が良くないのでしょうか。
事務局	今回の総会では決議を保留にして、●月●日の●●●地区での説明会を行ってから、7月の総会に再度かけ直すということでしょうか
清水委員	それでいいと思うけど、その日の説明会だけでは決まらないと思う。
神原会長代理	協力的でないとと言われてしまうかもしれないが、地域で事業を行っている以上は地域の人々の理解を得られていない状態ではこちらも承認は難しいです。
(複数の委員より今回は保留という意見が挙げられる)	
事務局長	今回、農業委員会として保留にするという理由としては「地域との調整不足」「住民の理解が得られていない」ということが理由でよろしいでしょうか
会長	そうですね。地域の人々の理解を得られていない状態である以上こちらが承諾するのは難しいかなと思います。
清水委員	今回保留になったことや、保留の理由に関しては事務局に本人に伝えますか。
事務局	<p>そうですね。本日、総会があることは●●●氏に伝えているので、今回の結果については明日連絡をさせていただく予定です。</p> <p>今回の話の結論を纏めますと、今回は承諾を保留、●月●日に行われる●●●地区の説明会を受けてから再度審査します。今回保留にする理由としては「地域との調整不足」「住民の理解が得られていない」という理由でよろしいでしょうか</p>
～全委員異議なし～	

事務局	承知しました。ではその理由を●●●氏にお伝えするようにさせていただきます。
会長	第3号議案については保留とさせていただきます。 次に、第4号議案について説明をお願いします
事務局	<p>■議案第4号 P94</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第13条に係る農業振興地域整備計画変更に関する意見照会についてです。</p> <p>■番号1-2</p> <p>転用事業者 西粟倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>土地所有者 鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地</p> <p>国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長 貴田 勝太郎氏</p> <p>■番号3</p> <p>土地所有者 鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地</p> <p>国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長 貴田 勝太郎氏</p> <p>本件は昨年12月開催の第10回総会議案3号にて承認されました農地法5条で所有権移転・転用を行った案件のほ場になります。本来は意見照会を行って承認された後に農振地の除外の手続きを行い、それが完了後に5条申請を行う流れですが、本件は姫鳥道拡幅による土地収用に付随する転用となるため本来の手続きと順番が前後しているものになります。現在既に工事中ではありますが、農振地から外す事務手続きが必要なため、委員会の許可が必要になるため、議案とさせていただきます。</p> <p>詳細は95～99ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	第4号議案について、何かありますでしょうか。
(意見聴取) 異議なし。	
会長	他に無いようでしたら、第4号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告第1号について説明をお願いします
事務局	<p>■報告事項第1号 P100</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出についてです。</p> <p>今回相続の届出が4件、任意の報告が1件ありました。</p>

	<p>■報告番号 17 番 3 筆</p> <p>届出者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。</p> <p>■報告番号 18 番 1 筆</p> <p>届出者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。</p> <p>■報告番号 19 番 2 筆</p> <p>届出者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は故●●●氏死亡による相続の届出です。</p> <p>■報告番号 20 番 8 筆</p> <p>届出者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。</p> <p>相続に関する詳細は 102～141 ページに添付しておりますのでご確認ください。</p> <p>最後に任意の報告についてです。</p> <p>■報告番号 16 番 1 筆</p> <p>届出者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は昨年 12 月の農業委員会総会にて申請があった土地収用による所有権移転です。</p> <p>今回、所有権移転が完了した報告になります。こちらは任意の報告になります。</p> <p>詳細は 143～148 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	報告事項第 1 号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取)	異議なし。
会長	他に無いようでしたら、次に報告第 2 号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告事項第 2 号 P149</p> <p>現況証明願（非農地証明願）の届出についてです。</p>

	<p>■報告番号 12 番 1 筆</p> <p>届出者 西粟倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は、登記上は畑となっていますが、面積が非常に小さく耕作には適さないため、40年以上農地として利用されず現在に至るとの事です。この状況を踏まえ現実に即した形に地目変更するのが適切と考え申請をいただきました。会長、会長代理、政久委員により現地確認を行い、雑種地と判定しました。</p> <p>詳細は P150～154 に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	報告事項第 2 号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取)	
異議なし。	
会長	他に無いようでしたら、次に報告第 3 号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告事項第 3 号 P156</p> <p>農地法第 6 条の 2 の規定による報告になります。</p> <p>農地所有適格法人以外の法人が、農地法・農業経営基盤強化促進法・農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づき、農地等の耕作権の設定を受けた場合、毎年、報告することとなっております。</p> <p>報告対象は、イチゴの施設農地となっており、管理についても概ね良好と思われれます。</p> <p>以上です。</p>
会長	報告事項第 3 号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取)	
異議なし。	
会長	その他、事務局からありますでしょうか。
事務局	<p>① 7 月 2 4 日木曜日に JA の方と転作確認を行います。該当の方には今月 20 日に立札と案内を送付しております。文字放送でも告知をしますが、確認前日の 23 日までには必ず立札を建てていただくようお願いします。</p> <p>② 県よりプラスチック被覆肥料の被膜殻流出防止について注意喚起の案内です。一発肥料によく使われるプラスチック被覆肥料の殻を流出させないように対策をお願いします。との事です。近隣では告知放送を行っている自治体もあるので、それに倣い来年度以降は文字放送や告知放送にて周知を行っていきます。</p>

	<p>③熱中症に関する注意喚起です。</p> <p>令和7年6月1日より改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、重篤化を防止するための取り組みが事業者に義務づけられました。具体的に8月頃に行われる委員の農地パトロールが該当するとの事で、熱中症になった際の対応をまとめたフロー図などの手順を作成し委員に周知することが義務付けられています。お手元にあるものが熱中症になった際のフロー図になるので確認をお願いします。また、パトロールの実施時間帯を朝夕にする、曇りの日に行うなどの熱中症への予防も各自お願いします。パトロール中に違和感を感じたらすぐに中止し、水分補給や場合によれば医療機関への受診をお願いします。</p>
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局長	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。</p>
会長代理	<p>～閉会～</p>

年 月 日

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____